

フィジカルヘルス研究会規約

2022/03/17版

- 第1条（名称） この団体は、「フィジカルヘルス研究会」という。
- 第2条（所在地） この団体は、主たる事務所を以下の所在地に置く。
京都市中京区二条通寺町東入榎木町 97 大興ビル3階
公益社団法人 全国大学保健管理協会 内
- 第3条（目的） この団体は、本邦大学学生・教職員の、主として身体的側面よりみた健康上の諸問題を討議する会として、フィジカルヘルスフォーラムを開催し、大学保健に関わる研究、情報交換、相互交流を促進することにより、大学生、教職員、並びに社会の健康、安全のより一層の向上に寄与することを目的とする。
- 第4条（事業） この団体は、年に1回フィジカルヘルスフォーラムを開催する。
2. 開催に当たっては、国立大学保健管理施設協議会 フィジカルヘルス委員会と協力し、共催を得る。
 3. 開催時期は1月から3月頃とし、主催校と役員会で決定する。
 4. 本会を主催する大学は役員会において決めるが、開催地域を保健管理施設協議会に準じた全国7つの地区に分け、原則として各地区の持ち回りとしその所属する大学の中から選出・依頼する。
 5. 本会は、主として身体的側面よりみた健康上の諸問題を討議する場であるが、国立大学保健管理施設協議会産業医部会としての側面も有しており、メンタルヘルスを含む労働安全衛生に関わる話題についても討議する。
 6. 本会は、国（法）公私立大学の保健管理施設に籍を置く教職員を中心に、本会の趣旨に賛同するものを対象とする。
 7. 本会開催を目的として参加費を徴収するものとする。参加費は主催校と役員会で決定する。
 8. 本会の目的に賛同する個人並びに団体からの協賛金、寄付を受け入れることが出来る。
- 第5条（構成員） この団体の構成員は本会の趣旨に賛同する国（法）公私立大学の教職員及びその関係者をもって組織する。

第6条（役員） この団体は次の役員を置く。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。代表の任期は連続3期までとする。

- ・代表 1名
- ・副代表 1名
- ・世話人 若干名（地域のバランスを考慮）
- ・会計 1名

第7条（機関） この団体に、世話人会を置く。

- 1 世話人会は、代表、副代表、世話人で構成する。
- 2 世話人会は代表が招集する。
- 3 世話人会は、この団体の活動の重要事項を審議・決定する。
- 4 世話人会の決議は出席者の過半数をもって行い、可否同数の場合は代表が決するものとする。

第7条（財務） フィジカルヘルスフォーラムの開催に当たっては、主催校が責任を持って会計管理を行い、役員会並びに協議会に収支報告を行う。

その他、活動に必要な資産については、会計が適正に管理を行い、定期的に代表に報告するものとする。

第8条（改正） この規約は世話人会構成員の過半数をもって改正することができる。

第9条（設立年月日） 本会の設立年月日は平成30年10月3日とする。

第10条（規約施行日） 本規約は平成30年10月3日より施行する。

附則 令和4年3月17日に一部改訂（所在地、構成員）